

FAQ(大学教職員に対する貸付けの取扱いについて)

No	照会内容	回答
1	具体的に取扱いがどのように変更されるのか。	従来、大学に勤務する組合員は普通貸付け(一般貸付、住宅貸付、教育貸付など 特別貸付以外すべての貸付)が利用できましたが、今回の変更により、①退職手当の支給がない場合 ②任期の定めがある場合 のいずれかに該当する組合員は普通貸付けの利用ができなくなり、特別貸付けのみが対象となるよう、変更されました。
2	特別貸付けとはどういう制度か。	貸付限度額 給料月額×3/10×残任期月数(上限200万円) 償還回数は残任期月数の範囲内 申込書や必要書類等は一般貸付けに準じる(ただし、ボーナス併用償還は不可)
3	任期の定めはないが、退職手当の支給がない場合の特別貸付け限度額算定における「残任期月数」は、定年までの月数となるのか。	任期の定めがない場合の「残任期月数」は、「120月」とします。
4	すでに貸付けを受けている場合、取扱いはどうなるか。 追加で貸付けを受けることはできるか。	すでに貸付けを受けている場合は、今までどおり給料等からの控除による償還が続きます。 また、現在の未償還元金が特別貸付けの貸付限度額以内である場合、追加で特別貸付けを受けることができます。その場合、今受けている未償還元金をすべて特別貸付けに借換えた上、貸付限度額の範囲内で申込むことができます。